

日本労働總同盟第十四年全般大會

大正十四年三月二十日

」を有する所。

是の懸るうちの大なるうち思ひ得る實力と重大な勢力を發揮せし
外れぬ所。されば既に總同盟が本部にて其の一體化を期す所
非善く非常なる心を以て本の開拓する純良の貢献を以て成る
筈である。

今後は「以テ無事労働の権をも勞働團結の爲め」と
前例傳承の更なる意志の醸成を圖り一矢之の意を申す所

財團法人協調會大阪支所

中央委員會ノ日本労働總同盟規約改正案

第一章 總 則

第一條 本同盟ハ日本労働總同盟ト稱シ本部ヲ東京市ニ置ク

第二條 本總同盟ハ日本全國ニ於ケル各種產業別組合、職業別組合、
並ニ地方的組合ヲ以テ組織ス

第三條 本總同盟ハ綱領及ビ宣言ノ主旨並ニ主張ノ貫徹ヲ圖ルヲ以
テ目的トス

第四條 本總同盟ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲メニ左ノ専門部ヲ置キ
必要ナル各種事業ヲ行フ

教育出版部 調査部 中央爭議部

政治部 事業部 組織部

國際部 法律部

専門部ハ各別ニ細則ヲ設ケ會長ノ承認ヲ得ベキモノトス

第二章 機 關